

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成26年11月19日（水）9:37～10:12
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション代表取締役社長

#### <提案者>

北野 義幸 大阪府特区推進監  
松原 祥子 大阪府特区推進課長  
柳内 忠彦 大阪市特区担当課長  
西 康弘 大阪市観光課長代理

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長  
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 旅館業法特例について（関西圏）
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 続きましてのテーマで、外国人滞在施設経営事業ということで、初期メニューで旅館業法の特例がございますけれども、それを大阪のほうで実際に実施していただこうという際に、条例の整備が条件になっております。条例は単に7日から10日を自治体のほうで条例化して日数を決めるというだけの話だったのですけれども、条例が否決になつたということもあって、新たな対応の話を大阪府市として今日は御提案いただくということです。

○八田座長 それでは、早速お願ひいたします。

○松原課長 本日はお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

外国人滞在施設経営事業につきまして、事前にペーパーを配らせていただいております

ので、それに基づきまして、簡潔に説明させていただきたいと思います。

この間、9月議会におきまして、大阪府、大阪市におきまして、条例で先ほど藤原次長のほうからございましたが、最低の滞在期間を7日とする条例を両府市とも出させていただきました。議会のほうからは、何分初めてのケースということもございまして、大きく2点ほど条例否決の際の指摘事項がございまして、一つは、現行の旅館業法に基づくホテル、旅館と比較して、治安あるいは衛生、安全面での差が大き過ぎるのでないか。具体的には、旅館業法では立ち入り権限ですとか罰則がございますが、今回はないということで、当然ながら規制緩和ということでできるだけ規制はないほうがいいのですけれども、実際にトラブル等があった場合の実効性についての疑問点が指摘されております。

これに伴いまして、今回、フロントがないということがございますので、その場合、契約書以外の滞在がチェックできなくなるということで、犯罪の温床になるのではないかという懸念も御指摘されているところです。

もう一点が、住民の不安を解消できないということで、これは従来、ホテル、旅館とかウィークリーマンションといわれるものであればフロアが1棟で出入りがあるのですけれども、今回は賃貸あるいは分譲マンションのある一室のみでも認定できるということで、実際に住んでいる方の隣がそういう施設になった場合に、住民の方の不安があるのではないか。それは生活習慣の違いなどによる例えば外国人によるごみ出しのトラブルであるとか、騒音の問題の住民トラブルをどう解決するか。今回、一室がなりますので、そういう施設になるということに対して住民の同意なども必要ではないかという御指摘がございました。

これには我々ガイドラインにおきまして色々指導していくということで、この間、御説明をしておるのですが、なかなか実効性、とりわけ立ち入り権限とか罰則がないことによって実効性が伴わないのではないかという指摘があったところです。

対応策としまして、特区法の改正によりまして、できましたら経営事業に係る立ち入り権限、罰則を設けることを要望したいと思っているのですが、特区法の改正というのもなかなか時間的にも難しいということもございますので、前の策としまして、例えば周辺住民の居住環境への懸念に対応した紛争防止の措置、これは事業者がどのようにしていくかということを担保するために、そういう措置などについて政令の認定要件に加えていただけないかということでございます。

この政令の改正を前提としまして、大阪府市としましては、法律での立ち入り権限が措置されなくても、認定要件を確認するための立ち入り権限を独自の条例で制定することは、法律と条例の関係でも可能であるという内閣府からの見解を得ているところでもございますので、政令改正を前提としまして、条例制定を検討しております、これが整いましたら速やかに再チャレンジをしたいと考えております。

具体的には2ページ、3ページになりますが、はしょりますが、国家戦略特別区域法施行令の中で、政令で定める要件として以下の1号から6号まで実際には指定がございます。

そのうち、今回条例を制定しました期間が 2 号にございますが、3 号の居室の要件あるいは 4 号、5 号の外国語の案内等々が規定されていますが、それにプラス先ほど申しました 6 号としまして、施設内の居住者との紛争防止や苦情対応のために必要な措置を講じることという文言を追加いただけないかと考えております。この要件を政令に追加していただいた上で、施行規則の第 3 条で認定施設を申請する際の申請書の記載事項という規定がございまして、これが 1 号から 8 号まであります、申請書の中身にどんなものを書くかという規定なのでございますが、例えば名称とか所在地云々が書かれている中の一つに追加をお願いしたいと思っています。

中身としましては、先ほどと同様ですが、施設内の居住者等の紛争防止や苦情対応のための具体的な措置ということを記載いただきたいと考えております。

実際の我々の運用に当たりましては、この政令あるいは規則に基づきまして、ガイドライン等で実際の具体的な措置についてどのように事業者として対応していくのかということをガイドラインで定めて指導していきたいということによって、トラブルがなくスムーズに施設が運営できるという実効性を確保したいと考えております。

なお、追加というか、これに付随しまして、8 号においてそこに追加になりますが、この政令を確認するための立ち入り調査ということを自治体が条例で定める場合は、当該調査を受け入れることということで、下に想定しております条例の実効性を担保するため、あるいは立ち入りを拒めば取り消しするというところまでも視野に置きまして、8 号を入れていただいた上で、大阪府市としましては、別途独自に立ち入り権限を条例で規定したいと考えております。案文については、一般的に立ち入り調査についての条例案を想定しております。

次ページ以降につきましては、この間、様々な議会の先生方への御説明あるいは事業者との確認の中で色々な疑問点等々が出てきております。例えばこの施設が安全・安心であるかどうかということで、安全・構造の一つ目にございますように、耐震措置というものを認定する際に耐震というものは確認するべきではないかという御意見。あるいは 5 ページ目の上に書いておりますけれども、税関係がどうなるのかという御質問がございます。これにつきましては、引き続きまして、内閣府を通じまして各省庁に確認とかをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

そうしたら、私だけが分からなかったのかもしれないですけれども、もう一遍復習させてください。例えば 3 ページの八、この文章を入れるということですね。

○松原課長 提案としてはそういうことです。

○八田座長 提案を整理すると、どれとどれを入れるということなのですか。

○松原課長 網掛けをしています 6 号と 8 号、それに付随します施行規則の第 3 条、2 ページ下の 6 号の下に点線で枠囲みがございますが、その一つ目に記載しておりますところ

です。

○八田座長 分かりました。

それでは、委員会の皆さんから御意見、御質問を伺いたいと思います。

○原委員 6号については、自治体で独自にやる場合ということではなくて、全般にということになるわけですね。要するに、大阪以外でも他の地域でも既に現行の政令を前提にして準備を始められているところがあるものですから、これが入ると皆さん変わるということになるのです。

○松原課長 と申しますのは、我々、今回立ち入り権限を条例で定めます関係は、この認定要件をチェックするということであれば立ち入りはオーケーということで御回答いただいておりますので、ここに記載がない部分については、これに措置を講じないからといって最悪取り消しとか、そういうところまではいけないということがございますので、こちらに入れていただきたいという趣旨でございます。

ただ、先生がおっしゃいますように、特区の関係もございますので、そちらは御意見を伺っていただく必要があるのかもしれません、我々としてはそういうことです。

○原委員 他の地域の準備状況も踏まえてここは要調整かもしれません、もう一点は、政令を定めるときに私たちが非常に注意したのは、裁量的な要件になってしまってということになると、こういう施設を色々なトラブルが起きるだろうといって否定されるようなことがなっていきがちなのではないかということを非常に気にして、客観的な基準で基本的にスタートできるようにということを考えていたのですけれども、6号のところで具体的にどういう必要な措置をというところがどの程度クリアにできるのかどうかということが。

○松原課長 基本的に先ほど例示で申しましたごみ出しのトラブルと騒音、習慣の違いによって夜中遅くまで騒がれるとか、そういうところのトラブルを非常に心配しているところでございます。

○八田座長 それは短期だけではなくて、全てのマンションにかかる問題で、管理組合でやる話ですね。当然大家さんが管理組合には入るわけですね。

○松原課長 それは分譲の場合ですか。

○八田座長 分譲の場合。

○松原課長 管理組合に入っておられると思います。

○八田座長 分譲の場合には、期間が今まで1ヶ月以上だったかそれが短くなるかであまり大きな違いはありませんね。

○松原課長 一般的に外国人の方が来られた場合、深夜遅くまでパーティーをされるのではないかということも非常に懸念されるということが多いようでございます。

○八田座長 それは外国人が借りたら2ヶ月でも3ヶ月でも同じ問題が起きますね。今はその大家さんが関与して自主的に管理しているということではないですか。実際に騒音をあまりやったら、それなりに管理組合が問題にするということができるのではないでし

ようか。

○北野推進監 管理組合の中の自主的な対応がしっかりと期待できれば一番ありがたいですが、特に私どもで議論になりましたのはごみの問題なのですけれども、この場合、環境衛生当局と話をしますと、一般家庭ごみとは見られないという見解がございまして、ようすると、回収日に出せばいいということではなくて、事業系ごみとして日と場所を区分して出す必要があるという見解が出てきております。そうすると、その辺の回収方法を明記して守っていただきたいということをこの政令に基づいた申請で政省令の中の申請記載事項に書いていただきて、それを遵守していただくということをルール化できたらと思っているのです。

○八田座長 それも基本的には大家さんの責任ですね。大家さんがそれをきちんと借主に対して言わなくてはいけなくて、もし借主が問題を起こしたら、大家さんが管理組合に対して責任を取るというのが筋なのではないでしょうか。

○北野推進監 そのときに、それを遵守していただいているかどうかということをチェックに行く権限がない状況になっておりますので、それを見られるように。

○八田座長 その権限が必要なのは、今も同じでしょう。1か月以上貸す場合でも全く同じ問題がありますね。大家さんが外国人に貸して、不注意でごみ出しを守らないということになら、管理組合としては大家さんに文句を言うよりしようがないではないですか。管理組合によっては、「また貸し」禁止という民民の契約をすることは、当然あってもいいのだろうと思います。それは民民の話で解決すべきではないでしょうか。

○北野推進監 八田先生がおっしゃった部分で、私どもも中でありましたのは、想定しますのは分譲マンションの管理組合の例よりは賃貸マンションで、あるフロアのある部屋だけそういう形で入れ代わっていかれるという例が多いのではないかと思ったのです。つまり分譲マンションですとそういう形になると資産価値の問題もありますので、分譲マンションよりは賃貸マンションのある部屋がそういう形で貸されるということになるのではないかという思いなのです。そうすると、管理組合というよりも守っていただくルールをしっかりとチェックできる体制をとっておかないと、実質的なルールが働かない。大家さんが何が悪いのだということになってしまふと問題だという指摘だったのです。

○八田座長 どうぞ。

○秋山委員 時間もありますので、話の途中で申し訳ないのですけれども、すごく今の議論に違和感があって、規制省庁の方とこういう議論になるのは分かるのですが、基本的にはここに来て特区に指定された区域会議の参加者の方からお話をさせていただきたいことは、こういうことがやりたい。これをやることを前提にこういう問題があるのを解決したいということをおっしゃっていただきたいのです。今のお話はどちらかというと、例えば議会でこういう反対があったのでと、私たちは国土交通省ではないのですけれどもという御相談を受けているような感覚になってしまいました。

こちら側の立場から少し申し上げさせていただくと、国家戦略特区として今、私たちが

やろうとしているのは、特に区域会議では自治体と国と民間事業者が三位一体、同じ土俵でこういう新しいことをやっていこうではないかということをどんどんバックアップするために作った制度なのです。ですので、今日、御指摘があったように特に大阪府、大阪市の皆さんには、今までできなかつたけれども、やる前提でどうやつたらやれるかということの御相談を是非いただきたいと思っているのです。

申し訳ないですけれども、例えば今年に入って規制緩和の追加募集の御提案を全国からたくさんいただきて、その中には本当にこれは絶対国のためにやつたほうがいいし、それをやりたいという人が目の前にいるのだったら、是非やっていただきたいという素晴らしい御提案をたくさんいただきているわけなのです。そういう話を色々お聞きする中で、今日、例えば大阪市に議会でこういう反対があつてごみ出しの問題とかをどう整理したらいだらうと御相談いただくのは、とても違和感があるのです。うまくお伝えできているかどうかあれなのですけれども、要は、ここに書いていただいている4ページ以降の今後の議論を継続させていただきたいということで書いてているのは、こういうことを確認して、いかがでしょうか、いかがでしょうかということを文章の表現としては書いていただいているのですけれども、要はこれをやりたいとおっしゃっていただくことがスタートポイントなのです。

例えば反対があつてもやりたい、これをこうやつたらできるのではないかと思うけれども、何か問題があるかとか、大阪府はこういう形で実現したい、大阪市はこれでいいと思っているけれども、ダメだったらダメな理由を言ってくれというお話で持ってきていただいたほうが、私どもとしても非常に背中を押しやすいですし、省庁の皆さんとお話しする際にサポートなり、八田先生始めたくさん知恵がおありの方がいらっしゃいますので、そういう形のサポートはできると思うのですけれども、今日いただいたような御相談は私どもが受けてもどんどんやってくださいとしか申し上げにくいということなのです。

○松原課長 もちろん我々はやろうと思って、この間、4ページ以降の部分は全て確認しまして、我々なりの考え方を持っております。ただ、実際に議会に諮ったときに色々言われて一生懸命説明しましたけれども、最後の最後、やはり立ち入り権限等がないことによって実効性がないということを言われてしまったがゆえに、これを入れていただくことによって、一歩進みたいという思いで本日は参った次第です。

ですので、再チャレンジしたいがゆえに、今回、これをお願いするということはまず御理解いただけないとありがたいと思っております。

細々と書いておりますが、これについてもこの間色々な御指摘があつて、我々、一つ一つ調べております。ただ、特区で我々だけがやる制度ではございません、他の特区でもかかわってくることですので、やはりその区域によってばらつきがあつては困りますので、整理というか、今すぐではなくてもいいとは思うのですけれども、整理をしておく必要があるのではないかということで、書き連ねてしまったことは御容赦いただきたいのですけれども、少し参考という形で入れさせていただいたということで、申し訳ございませんが、

そういう取扱いでお願いいたします。

○八田座長 議会に否決された。それが我々としては7日にするか10日にするか、そのところは自治体で決めてくださいということだったのに、これをやること自体に関して条件が付いてしまったので、この制度を始められなくなってしまった。むしろ特区法の中で「自治体で決められることは、日にちに関してだけだ」と定めてもらつたらいいということなのです。

○原委員 どうせ政令を直すのであれば、2号のところで全部条例で決めるということを落としてしまって、7日にしてしまうとか、条例で定めなければ必ず7日にしてしまうとか、色々な定め方はあるので、政令を変えるのだったらそちらのほうがクリアです。

○八田座長 あと、細々としたことは自治体で色々考えていただく。しかし、とにかくやるということは日にち以外のことは国のレベルで決めてしましますよと。

○北野推進監 私どもこういう形で一つの案を示したのですけれども、例えばこれは先生方にこの答えを求めているわけではないのですが、具体的に言いますと、保健所設置の市であるとか区域でも保健所のない区域の市町村との対応があるのですけれども、消防当局が判断になってくるのです。その判断が非常に分からぬということになってしまって動かなくなってしまったことがあります。全部一般多数の人が出入りすると解釈すると、本当にホテル並みのスプリンクラーということを言い出すと全く動かないですね。そうではなくて、この範囲だったらできるでしょうということをはっきり答えを出したいということなのです。それで総務省を通じてお答えを求めているところです。その辺を解決しておかないとやろうとしましても動かないと思います。国レベルでも特例をされたときの細かい要件が未整備であり過ぎたと思っています。そこを整理してもう一遍再チャレンジしたいということなのです。

○原委員 4ページ以降の確認事項のところは実務的にきちんと確認していただいて、政令で立ち入り検査権限等を定めるところについては、総論的な問題としては国家戦略特区は基本的には制度の枠組みは国で法律で決めて、それをやりましょうという自治体は国の国家戦略担当の部局と一緒にになって自治体で進めていただこうという仕組みなので、そこで国会で一旦審議をして決めた枠組みについて、もう一回自治体の府議会、市議会で議論するというのは、ややどうなのかということが基本的な考え方だと思うのです。なので、8号のような自治体で改めて条例で色々な枠組みを決められるようにしますよということを安易に入れていっていいのかというのは、この問題そのものというよりもむしろ特区制度全般についての考え方として、よく考えないといけないところだと思います。

○北野推進監 今のことば一番大きな論点だと思うのです。一般論として国民代表の国会の議決に民意が反映され、それに対して地方議会が議論するのかとの見解は原先生のおっしゃるとおりなのですけれども、今回の例で申しますと、国会議事録を読みましたが、この辺の議論が質疑されなかったかと思います。結果として、地方議会でこういう質疑があって説明したときに回答が各省庁から定まっていなかつたということがありますので、ク

リアになっていれば明快なのですけれども、現実に固定資産税の問題。

○原委員 4ページ以降は別にして、前のほうの話で。

○北野推進監 特区法で施設内のこういう方々の生活面での不安除去というものが明快になつていれば良かったと思いますけれども、立ち入り検査が最初から可能になつていれば、あるいはその確認の項目がはっきりなつておれば良かったと思います。

○原委員 それは先ほど八田先生がおっしゃられたような、1か月か2か月かで本質的に変わらないですねという議論に対しては、どういう指摘があったのでしょうか。

○北野推進監 後で申しましたけれども、分譲マンションより賃貸マンションが多いのではないかと思いますので、そうすると、管理組合の実質的なルールがない建物が想定できます。賃貸マンションで大家さんがあまり利用されていない不動産物件でこういう形で活用を図ろうという案件のほうが多いのではないかと思いまして、そうすると、管理組合の自主的な監視が行き届かないということで、一つの確認ということで担保するのがいいのではないかと思った次第です。

○八田座長 それは現在でも1か月でも2か月でも同じ問題が起きますね。そういうレベルのところだったら、ごみ出しだって何だってみんな問題を起こしますね。それはむしろこの問題というよりは、賃貸マンションのまた貸しに関する一般的な規制の話ではないのでしょうか。

○柳内課長 大阪市ですけれども、当然おっしゃるように民民の契約でしたら当然大家さんであるとか管理組合ということになろうとは思うのですけれども、今回の事業の場合は保健所を設置している自治体が事業者の特定認定をするということになっていますので、そういう意味で、行政として一定の立ち入り権限なり行政等の責任がそこで生じてきているということになろうかと思うのです。なので、こういったことをお願いしている。そこは単なる民民の関係との違いはあるのかと思います。

○八田座長 保健所が認定するということは国レベルで決まったのですか。

○原委員 法律で決まっています。

○八田座長 だから、1か月以上と未満はここで違うということですね。

○柳内課長 特区の事業はそこが大きく違うところだと思います。

○藤原次長 今日はこれ以上時間の関係で議論できませんので、ありがとうございました。